

令和5年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(福祉関連)

令和4年7月

大 阪 府

令和5年度 国の施策並びに予算に関する 提案・要望（福祉関連）

日頃から、大阪府福祉行政の推進に対しまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域コミュニティの希薄化など、福祉分野をとりまく環境は大きく変化しており、福祉施策は多様化・高度化するニーズに応じていくことが求められています。

こうした環境の変化に伴い、本府はこれまでも福祉施策の見直しや再構築に取り組んできましたが、依然として厳しい制度運営を強いられることが見込まれます。また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、府民の生活は大きな影響を受けており、本府としても府民の生活を守るため、福祉サービスの継続支援やセーフティネット対策に取り組んでいるところです。

福祉施策は、国民の安全・安心な暮らしを支える「セーフティネット」であるとともに、社会経済を支える基盤であることから、国がやるべきことは国が責任を持って行うべきであり、その財源を地方の負担とすることは許されるものではありません。

引き続き、社会保障の機能の充実や給付の重点化、効率化を図るための見直しにあたっては、地方の意見を十分に反映していただき、必要な財源を措置していただくことをお願いいたします。

令和5年度の国家予算編成に当たりましては、本府の財政状況や課題解決に向けた取組について十分ご理解いただき、要望事項の実現のため、格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

大阪府知事

吉村 洋文

目 次

I	次世代育成に関する要望	P1
	1. 子育て支援施策の充実		
	2. 児童家庭福祉施策の充実		
II	障がい者福祉に関する要望	P6
	1. 障がい者施策の円滑な推進		
	2. 障がい者の就労支援の強化		
III	介護保険制度、高齢者福祉に関する要望	P11
	1. 介護保険制度の見直し		
	2. 高齢者保健福祉施策の充実		
	3. 介護・福祉施設等の整備推進		
IV	セーフティネット、福祉基盤の整備に関する要望	P14
	1. 生活保護制度の再構築と生活困窮者の自立支援		
	2. 判断能力が十分でない要援護者を支える体制の更なる強化		
	3. 福祉・介護人材の確保、定着方策の抜本的強化		
	4. ホームレスの自立支援		
	5. 在日外国人無年金者の救済		
	6. 矯正施設退所者等の地域生活定着促進		
	7. 地域医療介護総合確保基金		
	8. 福祉医療費公費負担制度の創設と国庫負担金減額措置の廃止		
	9. 災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制強化		
	10. 包括的支援体制の構築促進		
	11. 法整備に伴う DV を含む女性支援対策の充実		

1 次世代育成に関する要望

1. 子育て支援施策の充実

(1) 「子ども・子育て支援新制度」について

子ども・子育て支援新制度における保育サービス及び放課後児童クラブ等子育て支援施策については、地方が自らの責任と創意工夫で多様な保育サービス等が提供できる仕組みとなるよう、関係情報を迅速に提供するとともに必要となる十分な財源を恒久的・安定的に措置すること。

また、次のとおり、実務を担う地方の意見を十分に取り入れ、地域の実情が反映できるよう制度全体を見直すこと。

- ・公定価格について、地域ニーズに応じて分園を設置するなど運営状況は様々であり、実勢に見合ったものとなるようさらなる見直しを行うこと。
- ・保育標準時間と保育短時間の統合を図ること。
- ・「通園送迎加算」を2、3号にも拡大するとともに、通園バスの利用に係る安全基準を示すこと。
- ・「地域区分」については、地域区分の低い隣接する他府県の影響を受けて、同一府県内と比較して、突出して低い区分となっている地域があり、地域実情を反映していないケースがあるため、介護保険制度に準じて見直すこと。
- ・利用定員の設定にあたっては、確認の権限を有する市町村が関与できるよう法に位置付けること。
- ・申請書類の簡素化や統一が進むよう更に積極的に取り組むこと。

(2) 幼児教育の無償化について

幼児教育・保育の無償化にともない、各施設における副食費等の実費徴収及び金銭管理に関する事務負担が大きいため、負担軽減措置を講じること。また、子育て世帯へのさらなる負担の軽減措置を講じること。

(3) 待機児童の解消について

① 保育所等整備補助の充実と制度改善

待機児童解消のため、保育所等の整備補助について、引き続き補助率の嵩上げを行うとともに、「安心こども基金」については、「保育所等整備交付金」や「保育対策総合支援事業費補助金」と事業内容や補助要件に異なる部分があるため、同一事業内容及び同一要件とすること。

また、待機児童解消のための緊急整備とともに、耐震化など防火・防災対策にも十分取り組めるよう、引き続き十分な財源を確保すること。

加えて、地域の社会福祉施設である保育所のバリアフリー化を促進する観点から、エレベーター等の整備に要する経費を「特殊附帯工事費加算」の対象とすること。さらに、エレベーター等の維持管理に係る負担軽減を図る観点から、子ども・子育て支援新制度における給付の公定価格に当該経費を反映するなど財政的措置を講じること。

② 賃貸物件を活用した受け皿拡大への支援

地価が高い都市部においては、保育所等整備が困難なことから、賃貸物件を活用した小規模保育事業等の受け皿づくりの拡大の方策が重要である。そのため、公定価格の賃借料加算について、実勢にあった単価改正を行うこと。

また、保育所等整備交付金における防音壁整備事業や防犯対策強化整備事業は、補助対象が自己所有物件に限られているため、賃貸物件も対象とすること。

(4) 保育士等の確保・定着について

① 保育士の就業状況等の届出制の導入

保育人材確保のため、処遇改善等支援の拡充を行うこと。また、保育士へ就業状況等の届出をすることを法制化し、都道府県間の人材確保に係る調整等に対応できるよう、国の支援機関を設立すること。

② 保育士修学資金貸付等事業の財政支援等

都道府県と指定都市が同一の団体を適当と認めて実施させる場合の事務費の上限額を緩和すること。貸付件数が多くなり貸付事務量も増大していることから、安定した事業継続に必要な原資等の財源措置を早期に講じること。また、制度変更にあたっては事前に都道府県と協議すること。

③ 保育士等キャリアアップ研修及び処遇改善加算の要件緩和

キャリアアップ研修の実施に必要な財源を恒久的・安定的に措置すること。継続的な実施のため、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の地方負担分を交付税措置すること。また、実現するまでは、補助率の拡大を行うこと。

研修内容のガイドライン記載の概要をより具体的にした標準的な指導要領や教材を提供すること。eラーニングによる受講のための仕組みを国の責任において構築すること。とりわけ eラーニングについては、全国の保育士等が受講できることから、国において全国で統一的使用可能な各分野 15 時間分の研修映像データを作成し、受講の促進を図ること。

研修修了情報は、全国団体等での一括管理する体制を構築し管理運用すること。

(5) 多様な保育の充実について

ニーズが高い病児保育の整備については、不採算性の問題や看護師、保育士等人材の不足に対応する必要があるため、事業者が安定的に事業運営できるよう更なる補助を講じるとともに、地域の実情が反映できるよう多様な人材の活用や柔軟な勤務形態を可能とする制度を検討されたい。さらに、市町村間での病児保育の広域利用の仕組みを国において講じられたい。

また、障がい児等の処遇については、一般財源化等により対応しているところであるが、保育所等に入所する障がいのある児童の数が年々増加するとともに、配慮の内容も多様化していることから、これらに対応できるよう、市町村に対して十分な財源措置を講じられたい。また、受入障がい児が 1 人（現行：2 人以上）であっても国庫補助対象とするとともに、実態に応じた補助単価に引き上げられたい。

さらに、「医療的ケア児保育支援事業」における看護師等を配置する場合の補助について、2、3号の医ケア児の受入れが補助要件のため、1号の医ケア児の受入れ及び受入れ前の研修受講等体制整備に要する期間も含め補助対象とするとともに、単年度では看護師の確保が困難なことから、安定的に看護師の確保ができるよう、制度の拡充を図るとともに公定価格への反映を検討すること。

(6) 放課後児童健全育成事業の充実について

放課後児童クラブについては、質・量の更なる充実を図るため、放課後児童支援員等の人材確保のための処遇改善や、登録児童数の増加に伴う放課後児童クラブの整備に係る補助についての財源負担等、地方の実情を踏まえた取組みが推進できるよう引き続き配慮すること。

(7) 少子化対策について

結婚、妊娠、出産、子育ての希望を実現できる社会を作るためには、安心して子どもを生み育てられる環境を整備することは重要であり、そのためにも、仕事と家庭の両立支援という育児・介護休業法の趣旨をさらに推し進め、保護者が希望すれば子どもが2歳になるまで育児休業を取得し、育児休業給付金を受給できる制度とすること。

(8) 保育所等における感染症対策への支援

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る補助上限の引き上げ等拡充を行うこと。あわせて、同感染症に対する具体的なガイドラインを国の責任において作成すること。

また、三密を避けられない環境下で保育を実施する保育士等への処遇改善等による加算を新設すること。

(9) ICT化及び研修への支援

新型コロナウイルス感染症等拡大防止策として ICT を活用したオンライン保育を円滑に実施できるよう設備に対する補助を創設するとともに、ICT を活用したオンラインでの研修の際、著作物の円滑な利用が可能となるよう対策を講じること。また、子育て支援員研修など全国で同内容の研修については、オンラインで受講できる仕組みを国において構築すること。

(10) SNS等に起因した性的搾取から青少年を守る施策の充実

SNS等に起因した様々な形態の青少年の性的搾取等が増加していることから、児童ポルノの製造・提供や児童買春罪の重罰化、児童ポルノ等を要求する行為への新たな規制、いわゆる淫行に対する規制の対象範囲の拡大等について検討すること。

また、被害防止に有効なフィルタリングを例外なく義務化することや、SNS事業者等に対して技術的対応を強化するなど被害防止のための一層の取組を促すこと。

(11) ヤングケアラーへの支援強化に向けた法整備

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラーについては、ヤングケアラーの概念や対象が制度上規定されておらず、本人及び社会の理解がすすまず支援が必要であっても表面化しにくい構造となっているため、ヤングケアラーを早期に発見し、迅速かつ適切に支援につなげるため、法制化も含めた支援体系を整備すること。

法制化にあたっては、基本理念や権利擁護及び対象者を明確にするとともに、対象者については大学進学をはじめ将来の夢をあきらめることのないよう、必要に応じ 18 歳を超えても支援可能とすること。また、多様なニーズに対応できるよう、関係機関・民間団体間の連携、支援体制の整備並びに専門性の確保に加え、国及び地方公共団体の責務や財政的措置、情報共有についての規定、他法・他施策との連携、調査研究、広報啓発についても明記すること。

2. 児童家庭福祉施策の充実

(1) 児童虐待対策の充実について

① 体制強化について

平成 30 年 12 月の新プランを踏まえ、児童福祉司や児童心理司等の確保のための更なる財政措置を講じること。また、一時保護件数の増加や一時保護児童の権利保障の観点から、一時保護所や児童養護施設など一時保護児童の受け皿確保や環境改善のための対策や財政措置を十分に講じること。

② 情報共有のためのシステムの構築

要保護児童等に関する情報共有システムの運用が開始されたところであるが、全国的にその活用が図られるよう、その前提となる情報共有の適正運用にかかる法整備やシステム運用にかかる各種基準の設定を行うこと。

③ 市町村における相談体制等の充実

児童虐待通告窓口及び要保護児童対策地域協議会の調整機関としての機能を市町村が安定かつ確実に発揮できるよう、市町村におけるスーパーバイザーの位置づけの明確化など、相談体制強化のための専門職の任用等必要な措置を講じること。

④ 警察から市町村への通告

都道府県と市町村との役割分担について定められた改正児童福祉法に鑑み、警察からの通告先として児童相談所だけでなく市町村も加えること。

⑤ ICT化等について

国が令和6年度から導入予定のAIについて、限られた人員の中、児童虐待相談に適切かつ円滑に対応できる仕組みとなるよう、都道府県との協議を丁寧に行いながら、国主導で進めること。

なお、AIについては、全国の児童相談所での児童虐待相談がデータベースとなる仕組みを構築すること。

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進について

① 里親委託の推進

里親制度に対する社会的認知度を高め、家庭養護の推進に寄与するため、里親月間である10月だけに関わらず、年間を通じ、機運醸成に向けた取組みを国においても施策として行うこと。

また、里親委託を推進していくためには、里親委託件数の実情等に適した、スーパーバイザーの配置も含めた里親養育支援児童福祉司の配置基準等に加え、フォスタリング（里親養育包括支援）機関による様々な支援が必要であり、こうした事業の実施状況を踏まえ、活動の充実に向けた見直しを行うこと。あわせて、里親支援専門相談員等を配置する乳児院や児童養護施設等が里親支援機関（B型）としての取組みを充実できるよう、必要な財源を確保するとともに、自治体の先駆的事例について、積極的に国庫補助メニューに組み込むこと。

② 特別養子縁組にかかる育児休業法の適用

2歳以上の子どもについて、特別養子を前提として児童の委託を受けたときは委託時を「出生」時とみなすなど、家族としての絆を築いていける期間としての育児休暇が取得できるよう法改正すること。

③ 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護の推進

里親委託優先の原則が叶わない場合であっても、できる限り良好かつ家庭的な環境で養育されることが求められることから、児童養護施設や乳児院における生活単位の小規模化や地域分散化等を進めるための整備にあたり、次世代育成支援対策施設整備交付金の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた整備が進められるよう地方の裁量により各事業の配分額を決定できるようにするとともに、一層の財政支援を行うこと。

また、安定的な運営のため、国として、労働及び建築・消防関係法規との調整を図るなど、必要な措置を講じること。

(3) 社会的養護から自立する子どもへの支援について

施設入所中からの自立支援と個別のアフターケアが重要であることから、児童の退所後、施設がワンストップの相談窓口として、退所者の生活状況の確認や日常生活支援を行い、かつネットワークによる個別支援が実現できるよう、自立支援担当職員の配置要件を緩和すること。また、自立支援を担う人材の育成から確保まで、幅広い支援策を講じること。

(4) ひとり親家庭等自立支援対策の推進について

① 母子家庭の母への経済的支援

母子家庭の母が就労収入の増加に伴い可処分所得を着実に伸ばすため、児童扶養手当の所得制限限度額を見直すとともに、税制上のひとり親控除を定額控除から定率控除に転換することで、収入が増えると控除額も増加するなど、自助努力が報われる仕組みを検討すること。

② ひとり親家庭等就業支援施策の更なる推進

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の施行趣旨を踏まえ、ひとり親家庭等就業支援施策のより一層の強化を図るため、国において十分な財源措置を講じること。

また、母子家庭の母や父子家庭の父を正規雇用した企業に対する特定求職者雇用開発助

成金をはじめとするインセンティブの充実など、ひとり親家庭等の正規雇用を促進するための仕組みを検討すること。

(5) 子どもの貧困対策の推進について

子どもの貧困対策の推進にあたっては、地域において、課題を抱える子どもや保護者に対しニーズに応じた支援を行うことが重要であることから、「地域子供の未来応援交付金」の恒久化、交付対象の拡大、補助基準額の引き上げ、予算の増額など、施策の充実のために必要な財源措置を講じること。

(6) 放課後児童支援員等に対する処遇の改善

放課後児童支援員等に対する処遇改善等として創設された「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」について、当該交付金の取扱いが終了する令和4年10月以降も国の負担により財源を確保すること。

(7) 慰労金の支給について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金における慰労金の支給について、令和2年度は児童福祉施設等の職員が対象外とされたところ。令和5年度においても、感染がおさまらない場合には、当該交付金の対象に児童福祉施設等の職員を含む社会福祉施設で勤務する全ての職員への慰労金の支給を含めること。

(8) 子どもの権利擁護について

自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、各自治体の状況を十分考慮した上で、子どもの権利擁護に係る仕組みを永続的・安定的に維持するための具体的な指針を示すこと。併せて、子どもの権利擁護についての理解醸成に努めるとともに、アドボケイトの人材確保や育成も含め、地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。

(9) 里親委託推進における市町村との連携について

里親制度の普及・促進に向けては、児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組を財政面から支援する制度を創設されたい。また、子育て短期支援事業における里親の活用について、フォスタリング機関に委託するための経費を市町村に対して支援されたい。

(10) 子どもをわいせつ行為等から守る環境整備

子どもの心身に重大な被害を及ぼし、健やかな成長を阻害するわいせつ行為等から子どもたちを守るため、児童福祉法の改正において、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化が行われるが、引き続き、保育施設等や子どもを対象とした施設全般において働く際に、性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を早期に進めること。

II 障がい者福祉に関する要望

1. 障がい者施策の円滑な推進

(1) 障がい者福祉制度の充実について

① 新たな障がい者福祉制度の創設

改正障害者総合支援法等が、平成 30 年 4 月 1 日に施行されたが、施行状況を踏まえた運用の見直しや必要な財政支援等を講じるとともに、令和 3 年度報酬改定において見直しがなされなかったサービス等についても引き続き課題を検証し、継続して議論が行われるよう、以下のとおり必要な措置を講ずること。

新たな障がい者福祉制度が、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現に資するため、障がい者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できるものとなるようにすること。

また、現在、施行 3 年後の見直しの議論が開始され、令和 4 年 6 月には社会保障審議会障害者部会において報告書がとりまとめられたが、これまでの法律の施行状況や事業の実施状況等を十分に踏まえ、障がい当事者をはじめ実施主体である地方公共団体と十分に協議を行うとともに、将来にわたって安定した制度の運営ができるよう国において必要な財源を確保すること。

さらに、引き続き検討するものとされた制度の設計に当たっては、サービスの利用者はもとより、支援者や市町村、事業者にとっても分かりやすいものとする。

② 難病対策に合わせた障がい福祉サービスの対象者の拡大

障害者総合支援法の施行により、障がい者の範囲に難病等が追加された。その後、順次拡大が図られ、令和 3 年 11 月から対象疾病が 366 疾病とされたところであるが、引き続き実態を踏まえた検証を行い、真にサービスを必要とする難病患者等が適切にサービスを利用できる仕組みとすること。

(2) 支給決定手続き等の透明化、明確化及び国庫負担基準について

① 支給決定に係る明確な判断基準の確立

障がい福祉サービス等給付のための判断基準の見直しに当たっては、明確な判断基準の確立に向け、その検討状況を明らかにするとともに、地方公共団体等関係団体の意見を十分に聴取すること。

また、障がい支援区分認定の 1 次判定・2 次判定における課題を把握し、必要に応じて判定基準の見直しを行うなど、社会保障審議会（障害者部会）報告書に即した対応を行うこと。

② 国庫負担基準等の見直し

国庫負担基準については、令和 3 年度においても見直しがなされたところであるが、自治体の超過負担を解消し、市町村の支給決定を尊重した国庫負担とすべく、市町村が支弁した訪問系サービスに係る費用の全額を障害者総合支援法第 95 条に基づく義務的負担とすること。

また、利用基準についても、難病患者等への対象拡大や重度訪問介護における重度の知的障がい者・精神障がい者への対象拡大に加え、平成 30 年度には新たなサービス等が開始されたが、サービス利用状況や障がい者のニーズを十分に把握した上で、対象者など必要な見直しを行うこと。

(3) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業については、都道府県及び市町村において地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、50/100 の国庫補助率を確保するとともに、配分方法について、各地方公共団体に情報提供すること。また、地方負担分についても、十分な交付税措置を行うこと。

特に、移動支援や日常生活用具の給付のほか、盲ろう者通訳・介助員の派遣等については、

日常生活や社会参加など障がい者の自立支援に不可欠なサービスであることから、現在の各地域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、必要な財源確保（個別給付化の検討を含む。）を図ること。

また、平成 22 年 4 月から低所得の障がい者等の障がい福祉サービス等に係る利用者負担の軽減措置が実施されていることを踏まえ、地域生活支援事業において同様の措置を講じることができるよう必要な財源措置を講じること。

(4) 地域移行・地域生活の更なる推進について

地域における相談支援体制が強化されるよう、相談支援の中核を担う相談支援専門員の確保に向けた人材養成の仕組みを構築すること。

サービス管理責任者・児童発達管理責任者研修については、令和元年度に抜本的な研修体系等が見直されたが、新たに創設された実践研修、更新研修の実施等にかかる負担が増えていることから、必要な財源の措置を行うとともに、相談支援専門員も含め、研修受講者管理システムの構築等、全国的な受講者情報を共有できる手段について検討すること。また、令和3年度に実施された実践研修については、各地方公共団体の研修実施状況等を調査把握し、実態を踏まえた制度の見直しを図ること。

さらに、重度化・高齢化した障がい者の地域移行・地域生活を推進していくために、地域生活支援拠点等の整備促進が喫緊の課題であり、ハード面においては行動障がいに対応する視覚化・構造化等、ソフト面においては「体験の機会・場」等の5つの機能が確実に備えられることが重要である。そのため、社会福祉施設等施設整備費補助金においては重度化対応についての内容拡充に加え、市町村が地域の実情に応じ、地域生活支援拠点等の機能拡充を図れるよう、これに特化した補助制度を創設するなど、十分な財政措置を行うこと。

また、障がい者の地域生活を支えるグループホームの機能強化は喫緊の課題となっており、障がい特性に応じた専門的な支援が安定的に行えるよう基本報酬等の見直しを検討すること。

(5) サービス継続支援事業の支援（施設内療養）の拡充について

施設内での療養を余儀なくされた場合に感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うため、介護施設等への支援と同様、障がい者支援施設等に対しても施設内療養が行えるよう、支援の拡充を早急に実施すること。

(6) 障害福祉サービスの基準・報酬について

事業者の経営基盤強化のため、平成 30 年度の障害福祉サービス報酬改定、平成 29 年度から上乘せ評価が行われた福祉・介護職員処遇改善加算及び令和元年度に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。

また、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金及び燃料費を含む物価高騰の影響について、報酬額に適時、適切に反映すること。

(7) 発達障がい児者支援策の充実について

発達障がい児者支援について、早期の発見や発達支援、相談、就労支援等ライフステージに応じた一貫した切れ目のない総合的な施策の充実を図ること。

発達障がいの診断等に携わる医師の養成研修については、国において都道府県等への支援が行われてきたところであるが、発達障がいの診療体制に係る今日の課題に対応するため、発達障がいの診療に関わる公認心理師、精神保健福祉士等のコメディカルに係る診療報酬の充実を図ること。

次に、発達障がい児向け個別専門療育を実施する 障がい児通所支援サービス事業所（児童

発達支援)において、発達障がいのある子どもに個別療育を実施するために必要な人員配置等が行えるよう、報酬上の評価を行っていただきたい。

(8) 重症心身障がい児者を含む医療的ケア児(者)の支援について

重症心身障がい児者を含む医療的ケア児(者)とその介護者が安心して地域で暮らすためには、介護と医療との連携強化、当事者のライフステージに応じて関わる相談機関間の連携体制の構築に喫緊に取り組む必要がある。

特に、超重症児・者に対する短期入所サービスについては、平成24年4月から特別重度支援加算等が導入され、また、平成28年度からは、医療型短期入所サービス中の処置等の評価が、診療報酬上明確化されたところではあるが、さらに手厚い医療・看護の体制が必要であり、医療機関における短期入所の受け入れが促進できるような報酬評価等体制の拡充を図ること。

さらに、呼吸器管理の詳細等、日常の医療的ケアの状況など重症心身障がい児者を含む医療的ケア児(者)の個々の状態像を、緊急時、24時間体制で、受け入れる医療機関に的確につなぐ機能を地域の拠点となる病院等に持たせるなど、急性増悪時等のかかりつけ医の後方支援医療機関に普段かかっている患者でも円滑に受け入れられる体制整備を図りたい。

また、在宅で家族のみが介護を担っている場合には、必要な福祉サービスに繋がっていない例も散見され、医療知識にも精通した相談支援専門員の養成とともに、援護の実施者である市町村が訪問によって、必要な見守り・助言ができるよう、医療知識にも精通したケースワーカー等専門職の配置が可能となる体制整備と財源措置を講じられたい。

(9) 高次脳機能障がい者の支援について

高次脳機能障がいの診断・治療等ができる専門医の養成及び確保のための施策を国において推進すること。

さらに、不慮の事故等による中途障がいとして記憶障がい等の様々な症状を呈する高次脳機能障がい者が、地域での生活に速やかに戻れるよう、回復期リハを終えた方々を受入れ機能訓練や生活訓練を行う入所型自立訓練施設について、看護師、作業療法士及び理学療法士等の手厚い配置を可能とするような報酬体系とすること。

また、高次脳機能障がいの個々の特性に応じた適切な支援を行えるよう、相談支援・就労支援等で個別的な支援を行った場合に報酬上の評価を行うこと。

(10) 障害者差別解消法の円滑な施行並びに障がい者虐待防止対策への支援について

① 障害者差別解消法の円滑な施行

障害者差別解消法については、相談及び紛争の防止等のための体制整備等に関する具体的な規定がなく、各地方公共団体が実情に応じ、取り組んでいる現状にある。また、令和3年6月には改正法が公布され、国と地方との適切な役割分担や支援措置の強化に関する事項が記載された。

については、法制度運用の充実を図るべく、今後改訂が予定されている基本方針において国、都道府県、市町村の役割分担を明確にしつつ、相談及び紛争の防止等のための体制整備、実効性確保に資する仕組みや支援措置に関し、具体的なあり方を示されたい。

また、地方公共団体の障がいを理由とする差別解消の取組みに対し、補助事業の創設など、国において必要かつ適切な財源措置を講じること。

さらに、障がい及び障がい者に対する理解を深めることが障がいを理由とする差別を解消し、共生社会を実現するための基礎的な取組であると考えられることから、法の趣旨や理念のより一層の周知を図られたい。

② 障がい者虐待防止対策への支援

「障害者虐待防止法」の施行については、専門的知識を有した人材の確保・養成や啓発など、市町村が障がい者虐待防止を円滑に進めるための財源確保も含めた必要な措置を講じ

ること。

都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修について、令和2年度から学校・保育所・医療機関・放課後児童クラブ等の関係者も受講対象者として拡大されていることから、追加的な財政的措置を講じられたい。また、その実施にあたり具体的な研修モデルを提示すること。

あわせて、使用者による障がい者虐待における対応について、労働関係法規を踏まえた対応を都道府県や市町村に求めているが、その判断が難しいことから労働局への円滑な報告の支障となっている状況があるため、使用者虐待の通報窓口として都道府県労働局も含めるよう法改正を行うこと。さらに、都道府県・市町村の虐待対応担当職員が活用できるような実践に即したマニュアルを作成し、人材の育成や資質の向上を図れるように支援策を講じること。

(11) 言語としての手話の習得の機会の確保等について

障害者基本法の規定により手話が言語とされているにもかかわらず、そのことが十分に認識されておらず、かつ、そのことにより手話を習得することのできる機会が十分に確保されていない。

とりわけ、聴覚に障がいのある子どもが手話を習得することのできる機会の確保について、児童福祉法や学習指導要領には特段の規定がない。

以上を踏まえて、大阪府では、言語としての手話の認識及び習得の機会の確保を図るための条例を施行したところであり、国においても、手話を習得することのできる機会の確保を図るため児童福祉法や学習指導要領の改正など所要の法・制度の整備等を図られたい。

(12) 障がい者手帳の形態の多様化について

障がい者手帳の形態について、現在ではカード型への形状の変更、デジタル・ガバメント閣僚会議による障がい者手帳とマイナンバーカードとの統合、API 連携による民間障がい者手帳アプリの出現など、多岐にわたるものが提言されている。

障がい者手帳所持者にとって手帳の選択肢が増えることは、利用者の利便性の向上に資するものであるが、地方自治体の事務が円滑に実施でき、今以上の過度な財政負担や人的負担が発生することのないよう、十分かつ恒久的な財源措置や技術的支援を行うこと。また、障がい者手帳の形状変更に伴う様々なサービスや本人確認などに無用な混乱が生じないよう、鉄道等の公共機関や金融機関等の各種関係団体への周知はもとより国民への周知についても国の責任において万全を期されたい。

2. 障がい者の就労支援の強化

(1) 障がい福祉計画の目標達成に向けた就労支援の抜本的強化について

① 一般就労への移行促進

一般就労への更なる移行促進に向け、事業所の支援力を向上させるための研修や実績の高い事業所からの専門的な助言を行えるような体制づくりを構築するとともに、事業所間で相互に助言を行うなど地域連携することにより就職に繋げる仕組みづくりを検討すること。

また、身体・知的障がい者に比べ、職場定着率が低い精神障がいや発達障がいのある利用者が増加傾向にあることに鑑み、一般就労後の職場定着率に応じた報酬設定に加え、障がい種別及び障がいの程度に応じた報酬設定についても検討すること。

② 障害者就業・生活支援センターの体制の充実等

就職、職場定着にかかる支援件数の増加や障がい種別（特性）の多様化、困難性の高い支援ケースなどに対応し、センターがその機能を十分に果たせるよう、個々の登録者や就職、定着支援の実績等に応じた就業・生活支援のための人員等体制の充実並びに必要な財源措置を講じること。とりわけ、生活支援事業については、近年増加している精神障がい者の就職希望者及び就職者が安定して働き続けるためには、精神障がいの特徴である不安定な心身状態の変化に対応した支援が必要であるため、日常生活の支援を含めた精神障がい者の

職業生活全体を支援していくために、労働分野における施策のみならず、福祉分野における施策を実施できるよう、必要な財源措置を講じること。

③ 障がい者の社会的雇用の国制度化に向けたモデル事業の実施

一般就労、福祉的就労の充実はもとより、その中間に位置する社会的雇用など多様な働き方について、試行事業の早期実施を含め、検討を進めること。

(2) 福祉的就労の充実・強化について

地域において障がい者が自立した生活を営むためには、一般就労移行はもとより、福祉的就労の充実・強化を図ることが重要であることから、今後も工賃向上に資する取組みの推進に十分な財政措置を講じること。

工賃向上に向けた取組みにおいては、事業所の経営意識等の向上を図り、将来的には、発注者である企業等との調整を含め、事業所自身が工賃向上にむけて自立した運営ができる仕組みづくりが不可欠であることから、「事業所主導による共同受注窓口の運営」に向けた取組みを特別事業として位置づけ、必要な財政措置を講じること。

さらには、利用者に占める重度障がい者の割合や小規模な施設が多いことなど、地域特性や工賃実績を踏まえた取組みの重点化などを図りたい。

なお、令和3年度報酬改定により、就労継続支援B型事業所の報酬体系に平均工賃月額を基準としない就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）（Ⅳ）が新設されたことは、雇用契約を締結できない障がい者の就労の場を確保するという就労継続支援B型事業所の本来の趣旨を踏まえたものであるが、新設された報酬体系が、精神障がいなどの障がい特性により少日数・短時間の利用とならざるを得ない利用者の支援を行う場合においても算定が可能なものとなっているか検証をおこなうこと。

基本報酬の算定に用いる平均工賃月額は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和4年度までは特例措置として、過去3年間の実績を用いて平均工賃月額を算出する制度とされているが、令和5年度以降も柔軟な対応を行うこと。

令和3年度の補正予算において、就労継続支援A型・B型事業所向け支援施策が実施されたが、令和4年度当初予算では盛り込まれていないため、柔軟に活用できる制度設計のもと、就労継続支援事業所への財政支援を行うこと。

(3) 重度障がい者等の就業支援について

現行制度上の法定給付である重度訪問介護では、通勤・営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は支援の対象外とされており、就労中や通勤に係る利用が制限されている。

そのため、常時介護が必要な重度障がい者については、就労中においても日常生活と同様の生活上の介助が必要であるにも関わらず、就労中であることをもって法定給付による介助が受けられない状況にある。

令和3年度に、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が地域生活支援促進事業費補助金として個別事業化されたが、障がいを理由として働く意思と能力を持ちながら働くことのできない方々に対する就労機会を拡大し、障がい者の社会参加を促進することは、本来、ナショナルミニマムで実施すべき性質のものであり、各自治体が自主性をもって事業選択する統合補助金である当該補助金を活用することは、その趣旨とは大きく異なるものである。

さらに、当該補助金を活用して事業を実施した場合、補助率分の国庫補助額が担保されるが、自治体にとって負担を強いることにならない。

重度障がい者等の就労中における介助については、自治体に過度の負担が生じることのないよう、全国一律の制度として法定給付化されるべきであり、そのために必要な財源は国の責任において確実に措置すること。

Ⅲ 介護保険制度、高齢者福祉に関する要望

1. 介護保険制度の見直し

(1) 介護保険制度の運営について

① 持続可能な介護保険制度の確立

高齢化の進展や独居高齢者の増加により、要介護高齢者の増加や保険料の上昇、保険者間の保険料や利用できるサービスの地域差などの課題が顕在化しつつある。このような中、国民に信頼され、介護給付の急速な伸びにも対応できる安定した保険制度を確立するため、保険運営や介護給付の適正化などの検討を進めるとともに、高齢者の負担能力に応じた適切な負担のあり方など、給付と負担のあり方について引き続き検討すること。

② 介護報酬における地域区分の柔軟な取扱い

介護報酬における地域区分の取扱いについては、引き続き保険者の意見を踏まえた、柔軟な取扱いを認めること。

(2) 介護保険制度における低所得者対策の充実

施設利用に係る補足給付については、低所得者が必要なサービスが受けられるよう、必要な財政措置を講ずること。また、認知症高齢者グループホームについても、補足給付に準じた家賃等軽減措置制度を創設すること。

また、負担限度額認定申請における資産要件の確認については、保険者間での取り扱いに差が生じないように、保険者の事務負担の軽減にも配慮した方法を確立すること。

併せて、利用料等の負担軽減制度についても、保険者の事務負担の軽減方策にも配慮しながら、その内容を充実させ、対象を拡大する方向で設計し、国の制度として法令で明確に定めること。特に、社会福祉法人による利用者負担軽減制度については、公平性の観点からすべての法人で実施されるよう制度化を検討すること。

(3) 調整交付金制度等の運用

介護保険の調整交付金については、市町村の責任によらない財政力格差を是正する趣旨を踏まえ、国庫負担分25%（施設分は20%）とは別枠で措置すること。

また、令和3年制度改正案では、交付額の算出に市町村の主要介護給付等費用適正化事業の実施状況を反映する見直しとなったことから、本交付金の制度趣旨に鑑み、市町村に対する実質的なディスインセンティブとならないよう、適切な制度運用を図るとともに、必要に応じ見直しを行うこと。さらに、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金については、給付費負担金とは別枠の制度として維持すること。

(4) 要介護認定等の見直し

保険者における認定業務は、今後さらに介護や支援を必要とする高齢者が増加することに伴い、適切かつ速やかに行われ、利用者に信頼される制度であることが望まれる。

現在、要支援者が要介護認定を受けようとする際には新規申請を行うこととなるが、この申請は実質上は区分変更申請と同様と考えられる。このことから、区分変更の認定調査と同様に、市町村以外の指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が認定調査を行えるよう、保険者における認定業務の負担軽減に向けて見直しを行うこと。

(5) 介護支援専門員の資格について

主任介護支援専門員更新研修受講後の介護支援専門員証の交付について、不公平が生じないように、また、介護支援専門員証の更新忘れ等の問題を生じさせないように所要の改正を行い、制度の簡略化・明確化を図ること。

また、これらの都道府県間の取扱いの違いによる登録移転時の混乱を回避するために全国的な統一がなされるよう方策を講じられたい。

(6) 介護保険事業費補助金(介護報酬改定等に伴うシステム改修事業)について

介護保険制度の改正等に伴いシステム改修への補助を行う「介護保険事業費補助金」については、改修内容を早期に提示するとともに、国から一方的に内示額(基準額)を提示するのではなく、市町村の所要額を把握の上、その総額について十分な財源措置を講じること。

また、システム改修経費への補助については、事務処理特例制度による権限移譲に伴う必要な経費についても対象とすること。

(7) 介護サービス情報の公表制度について

介護サービス情報の公表制度については、事業者が自ら情報を報告する現在の方式では即時性及び正確性に課題があるため、行政が保有する介護サービス事業者情報を活用し公表する仕組みに改める等、抜本的な見直しを行うとともに、一層の運用改善に努めること。なお、仕組みを改める際は都道府県の意見を十分に踏まえて行うこと。

併せて、公表制度の周知について、基準省令解釈通知において、居宅介護支援事業者は利用者に対し情報公表システムで事業所が検索できることを説明する旨を定める等の方策を検討すること。

(8) 新型コロナの影響に伴う介護認定審査会への支援

感染症対策が長期化する中、介護認定審査会の開催方法として委員が各所属等にしながらICTの活用による合議ができることとなっているが、端末機及びWi-fi購入・設置費の環境整備等、ICT導入に向けた支援を行うこと。

(9) 新型コロナの影響に伴う介護保険料の減免措置に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料等の減免については、令和2、3年度は全額国費負担で措置されていたが、令和4年度は、保険者の減免総額の割合に応じた国費負担とされた。

介護保険制度は全国一律の制度であり、新型コロナ禍で収入が減少した被保険者を一律に救済するためにも、令和4年度も引き続き令和2、3年度と同様全額国費負担の措置とするとともに、令和5年度以降も新型コロナ禍における影響がある場合においては、同様の措置を継続されたい。

(10) コロナ禍における介護事業者支援の充実

コロナ禍の影響に加え、ガソリン代や電気・ガス料金を含む物価高騰による介護事業者の負担増について、介護保険サービスの安定的な供給確保の観点から、介護報酬において、適切に評価・反映すること。

また、小規模な事業者が多い介護・福祉サービス事業所については、新型コロナウイルス感染症対策などを受け厳しい経営状況にあることから、令和3年度の介護報酬改定において、コロナ禍による一定程度の収入減に対する特例措置が講じられているが、利用者減が経営に直結することから十分な財政支援を行うこと。

2. 高齢者保健福祉施策の充実

(1) 地域包括ケアシステムの構築について

① 医療との連携強化

医療と介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域において医療と介護の連携体制の構築、強化を推進することが重要である。

このため、在宅生活を支える医師・看護師・介護職等が増えるよう施策誘導するとともに、市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業が効果的、効率的に実施できるよう、自治体規模ごとの様々な好事例などについて収集し、成功に至った背景や環境等について詳細に分析し提供する等、支援を行うこと。

② 生活支援・介護予防の充実

急速な少子高齢化の進展が見込まれる中、介護予防の取組の強化とともに、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が地域の実情に応じた生活支援等サービスの創出が急務となっている。

このため、介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村の事務負担及び財政負担を増大させることなく安定した制度運営を行うため、財政措置を含めた必要な支援を行うこと。

また、自治体では、住民主体の通いの場について、参加者の状況把握の負担も大きいことから、先進的な事例等を参考に通いの場への参加、不参加による効果検証を行うなど、自治体が更なる拡充に取組めるよう、財源措置も含めた必要な支援を行うこと。

③ 権利擁護の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者虐待の相談・通報件数が年々増加し、虐待と判断される事例が多く発生している状況を踏まえ、虐待防止の取組みの中核を担う市町村がその役割を十分果たせるよう、自治体規模ごとの様々な取組みを収集し、効果検証を行った上で、効果的な取組みについて全国展開を図られるよう支援されたい。

④ 地域包括支援センターの機能強化・体制整備

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての役割を十分果たすべく、機能強化に取り組んでいくことが求められる。

しかしながら、都市部である大阪においては、地域包括支援センターの人員配置基準に基づく専門三職種の人材確保が難しく、市町村は苦慮している状況である。

このため、市町村が地域包括支援センターの現状、課題等を踏まえながら、職員の資質向上のための支援や、人員体制の充実が図ることができるよう必要な財源措置を講じること。

また、専門三職種に準ずる者についての基準は継続しつつ、例えば、三職種各1名の確保を条件とし、それ以外の基準配置専門職は、地域の状況等に応じて市町村の責任と判断により、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士等の三職種以外の配置を可能とするなど、市町村の判断で行えるよう基準を緩和すること。

⑤ 認知症施策の推進

今後、認知症高齢者が増加するとともに、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加していくことから、社会全体で認知症の人を支えていく基盤づくりが重要である。認知症施策が、当事者や家族に寄り添いながら切れ目なく総合的に実施できるよう、平成30年度から市町村において必須化された認知症初期集中支援チーム設置や認知症地域支援推進員配置等の運用状況について総合的に検証を行い、必要に応じて機能の充実や交付金の対象要件の拡大等の財源措置を講じること。

また、認知症の予防に関するエビデンスは未だ不十分とされていることから、国においては、認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法、治療法等に係る研究を一層進め、認知症の発症遅延や発症リスクの低減、早期発見等につながる、より実効性の高いプログラムの開発を推進すること。加えて、現在、全国で実施されている、認知症の予防に資する可能性のある取組みの好事例を紹介する説明会をリモート型により開催するなど、その積極的な周知を図ること。

⑥ 認知症医療・介護人材の養成に関する研修のオンライン化の推進

少子高齢社会を支える医療・介護の現場を取り巻く環境の厳しい状況等を踏まえ、勤務環

境の改善をはじめとする「働き方改革」に向けた取組みが進められている中、今後、増大が予想される認知症医療・介護を支える人材の確保は喫緊の課題である。

このため、こうした人材を養成する認知症対応力向上研修や認知症介護実践者等養成研修が、受講者がより受講しやすい環境となるよう、配信用の教材開発やサイト開発・運営等、オンライン化に向けた環境整備を行うこと。

(2) 在宅高齢者福祉の推進について

国が都道府県を通じて助成する、市町村の単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の活動は、主に自治会単位で実施される地域活動や市町村が推進する介護予防活動など、本来、市町村事業として実施されるべきものであることから、現行制度を廃止し、市町村が事業主体となることを明確化し、市町村に対して税財源の移譲を行うこと。

3. 介護・福祉施設等の整備推進

(1) 介護医療院等の整備

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれる中、「介護医療院」の整備が求められており、介護療養型医療施設からの転換や新規整備が一層進むよう、開設準備や施設整備に係る財政的支援をさらに拡充させること。

(2) 利用者の安全・安心の確保

既存高齢者施設等のスプリンクラー整備事業及び認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業について、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等において、助成単価の引上げとともに恒久的に措置すること。また、特別養護老人ホームや軽費老人ホーム等を耐震化改修については、令和2年度地域医療介護総合確保基金にて介護施設等の新規整備を併せて行うことを条件に補助対象に追加されたが、新規整備の要件を除外し耐震化改修のみでも補助対象とすること。

IV セーフティネット、福祉基盤の整備に関する要望

1. 生活保護制度の再構築と生活困窮者の自立支援

(1) 生活保護制度の全額国庫負担

生活保護制度は憲法が保障するナショナル・ミニマムとして国の責任において実施すべきものであり、人件費を含む生活保護にかかる経費は全額国の負担とすること。

(2) 生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度の構築

生活保護制度は最後のセーフティネットであり、国民の最低限度の生活を保障し、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬとされていることから、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度とすること。

(3) 生活保護制度の見直しと専門職種の充実

人的資源（ケースワーカー等）を効率的に活用できるような制度となるよう被保護者を稼働年齢層と高齢者層に区分し、稼働年齢層には自立への意欲喚起を高めるために就労インセンティブを強化するとともに、就労支援員の専門性の向上が図られるような制度を検討すること。また、高齢者層には、在宅福祉サービスを利用している等により支援機関と連携が図られる場合には、その状況が情報共有され、支援の質が向上し、事務の効率化が図られるよう見直すこと。

(4) 医療扶助の適正化及び医療機関等の適正な指定指導について

生活保護費の約半分を占める医療扶助費について、被保護者が医療の適正な受診意識と健康管理への意欲を高められるよう、都道府県が、保護の実施機関である福祉事務所や指定医療機関を指導、助言するうえで、専門的・技術的な支援が受けられるような体制整備、財政的支援を図ること。また、医療機関、介護機関の指定において、健康保険法や介護保険法でのみなし指定に係る事務の重複を解消するよう生活保護システムの構築を検討すること。

(5) 無料低額宿泊所に係る届出義務の実効性の担保

平成 30 年の社会福祉法の改正（R2.4 施行）により、無料低額宿泊所は「社会福祉居住施設」に位置づけられ、当該施設を設置して第二種社会福祉事業を経営しようとするときは、事業開始前に施設所在地の都道府県知事又は指定都市・中核市の市長に届け出なければならぬと規定された（同法第 68 条の 2）。そして、届出の有無に関わらず調査（同法第 70 条）が可能であり、当該調査により不当に営利を図る又は不当な処遇をしていることが判明した場合には、事業の制限又は停止命令（同法 72 条第 3 号）を行うことができるとされている。しかし、同法には届け出を行わない者に対する罰則規定がないことから、届出義務の実効性を担保するため同法を改正し罰則規定を設けること。

(6) 生活困窮者自立支援制度の推進

コロナ禍に加え、物価高騰により生活への影響が懸念されるなか、生活困窮者自立支援制度を推進し、必要な人に必要な支援を行い、各自治体が地域の実情にあわせ「地域づくり」を推進することができるよう、自治体の事業実施状況や意見を十分に踏まえ、相談体制の機能強化を図るとともに、十分な財源措置を行うこと。

また、国から都道府県へ移行された自立相談支援事業従事者養成研修について、都道府県の意見を十分に踏まえるとともに、全額国庫負担とするなど補助率の引き上げを行うこと。

さらに、就労訓練事業所や一般企業における雇用の促進を図るため、企業等が生活困窮者を雇用した場合の優遇措置（税減免など）や、支援制度（ケア要員や一定期間内の給与支援など）について必要な財政措置を図ること。

(7) 緊急小口資金等の特例貸付に係る償還免除・猶予の適用等

緊急小口資金等の特例貸付に係る償還については、仮受人の生活再建の妨げにならないよう、必要に応じて償還免除要件や償還猶予の適用等の見直しを行うこと。また、手続きの簡略化など、借受人への負担の軽減措置を図ること。

2. 判断能力が十分でない要援護者を支える体制の更なる強化

(1) 成年後見制度に係る費用補助制度の確立

成年後見制度の利用を促進するため、各自治体において後見人等に対する報酬の助成等を実施しているが、自治体間で取組状況に差がある。市町村の方針等により制度の利用機会が失われることがないように、特に低資力者について、全国統一的な費用補助制度を確立すること。

(2) 市民後見人の活動支援の強化

今後、認知症高齢者等の増加に伴い、権利擁護に係る制度ニーズがより一層高まると見込まれる中、地域医療介護総合確保基金の事業メニューである市民後見人の養成及び活動支援に係る取組みを、府内全市町村において円滑に実施できるよう、平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、基金財源を恒常的かつ持続的に確保すること。

(3) 日常生活自立支援事業の財政措置の充実等

日常生活自立支援事業における生活支援員を派遣する場合の利用料について、住民税非課税世帯等低所得世帯に対する利用料の一部免除等を実施できるよう財政措置の充実を図ること。

さらに、事業に基づくサービスが住民の地域生活に密接に関連するものであることから、各市町村の役割を明確に位置付けた制度とし、抜本的な見直しを行うこと。

また、今後、補助基準等を含めた事業のあり方を検討するにあたり、円滑かつ持続的な運営が可能な制度となるよう、都道府県の意見を求めるとともに、国の考え方を速やかに明示すること。

3. 福祉・介護人材の確保、定着方策の抜本的強化

(1) 福祉・介護職員の処遇改善等

処遇改善加算については、効果検証に基づく制度改善に継続的に努め、介護職員以外の他職種を含め他産業と遜色のない賃金水準を早期に実現すること。処遇改善加算の取得にあたり、利用者負担が介護事業所の加算取得促進の妨げとなっていることから、国において財源措置を含めた検討を行い、必要な財源については国において措置すること。

また、現在取り組まれている文書量の実効的な半減については、事業所の実情及び指定権者の意見を踏まえ進めること。

(2) 保護施設等の職員の処遇改善

新型コロナウイルスをはじめとした感染症への感染リスクの高い環境下で業務を行う必要がある保護施設等の職員について、待遇底上げのための加算等を設けることで、引き続き人材の確保と感染症への取組みに対する支援を講じること。

(3) 福祉・介護の人材確保

福祉・介護の人材確保については、戦略的かつ長期的な視点に立った継続的な事業実施が重要である。人材の確保・定着、資質の向上を目指し、地域医療介護総合確保基金（介護分）による更なる取り組みが不可欠であり、引き続き抜本的な方策を講じるとともに、介護以外の福祉の人材確保についても、国において必要な財源を安定的に措置すること。

また、事業執行にあたっては、都道府県の裁量による柔軟な対応ができるよう必要な措置を講じること。

4. ホームレスの自立支援

一時生活支援事業における国の基準額については、一律に設定するのではなく地域の実情に応じたものとし、地方公共団体の実施計画が着実に推進できるよう、必要かつ十分な財源措置を恒久的に講じること。また、本事業は任意事業の位置付けであるが、全ての自治体において、住む場所を失い、支援を求める方に対応する必要があることから、必須事業とされたい。

5. 在日外国人無年金者の救済

昭和56年及び60年の国民年金法改正の際に、国民年金の受給資格が得られなかった在日外国人に対し、必要な救済措置を講じること。

また、「特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律」の附則に定められた在日外国人障がい者等への福祉的措置についての検討を早期に行い、所要の救済措置を講じること。

6. 矯正施設退所者等の地域生活定着促進

国（厚生労働省）が、矯正施設退所者等のうち福祉的支援を要する人及び令和3年度から追加された被疑者・被告人などで高齢または障がいにより自立した生活を営むことが困難な人

についての地域生活定着促進を全国一律の行政サービスと位置付けていることから、国の責任において全額国庫負担による必要な財政措置を行うこと。

なお速やかに、国（法務省）及び都道府県が担うべき事務の範囲や責任を法令に基づき明確にした上で、地域の実情に即した事業が実施できるよう制度の整備を行うこと。

さらに、都市部に業務が集中し複雑化している現状に鑑み、職員の人件費の充実等処遇の向上を図るために必要な措置を講ずること。

7. 地域医療介護総合確保基金

地域医療介護総合確保基金については、恒久的なものとして措置するとともに、年度当初から事業を実施できるようなスケジュールで交付すること。

また、介護分野においては、地域の自主性を尊重し、地域の実情に応じた多様なニーズへの柔軟な対応が可能となるよう、利用実態を踏まえ、対象事業の要件の見直し等を行うこと。

8. 福祉医療費公費負担制度の創設と国庫負担金減額措置の廃止

重度心身障がい者やひとり親家庭等のための福祉医療費公費負担制度は、医療に関わるセーフティーネットとして、各自治体の住民ニーズを踏まえ、全自治体が単独事業として実施しているが、厳しい財政状況のなか、結果として対象者の要件などについて地域間格差が生じている。自治体の財政力等によって社会的弱者のいのちと生活を守るサービス水準に格差を生じさせるべきではなく、ナショナルミニマムとして、国の施策で統一的に実施されるべきものである。このため、その必要性や現状を重く受けとめ、早期に国の制度として実施すること。

また、社会保障と税の一体改革において、障がい者医療費助成等が社会保障4分野に該当すると分析されたことや、国保基盤強化協議会での議論のとりまとめを踏まえ、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置については、未就学児にかかるもののみならず、直ちに全面廃止すること。

9. 災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制強化

災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動が、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施され、派遣に要する費用が支弁されるよう同法に明確に位置づけること。

また、令和4年度から新たに設置される「災害福祉支援ネットワーク中央センター」については、災害時には被災都道府県の状況を確認し、都道府県間の派遣調整等をスムーズに行うこと。

併せて、災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障を来すことがないように、現行の補助制度を拡充するなど十分な財政措置を講ずること。

10. 包括的支援体制の構築促進

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、都道府県や市町村に新たな負担や超過負担が生じないように、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

なお、重層的支援体制整備事業のうち、新たな機能として設けられた「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」（以下「多機関協働事業等」）及び重層的支援体制整備事業への移行準備事業について、令和5年度から1/4を都道府県の負担割合とする考え方が示されているところであるが、多機関協働事業等の都道府県負担導入時には、当該都道府県負担分の財政需要について、確実に交付税措置されるよう引き続き調整するとともに、移行準備事業については、引き続き国の負担割合3/4を継続すること。

また、高齢者、障害者、子ども・子育て等福祉分野はもちろんのこと、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策等多分野との連携においても、適正かつ円滑に行われるよう各制度間の調整や周知に努めること。

11. 法整備等に伴うDVを含む女性支援対策の充実

今般、新たに成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行及び現在すすめられている「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の見直しにあたり、「売春防止法」や「DV防止法」との関係性を明確に示すとともに、困難な問題を抱える女性が、相談、援助から自立に至るまで、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた切れ目ない最適な支援が受けられるよう、女性相談支援センター、女性自立支援施設、一時保護所の職員配置基準の明確化を行い、支援体制整備・強化のために必要な財政措置を講ずること。